

健康福祉委員会 案件一覧

(令和6年6月21・24日開催分)

○大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設の改築工事における漏水事故について(経過報告) 1件

部局	件名	資料番号	説明者(所管課長名等)
各部共通	大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設の改築工事における漏水事故について(経過報告)	1	喜多 高齢福祉課長

○所管事務報告 5件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者(所管課長名等)
福祉部	1	老いじたく推進事業の令和5年度実績報告及び令和6年度実施予定について	18	長谷川 福祉支援調整担当課長
	2	大田区認知症検診推進事業(大田区もの忘れ検診)の対象者拡大について	19	喜多 高齢福祉課長
	3	生活福祉課の就労支援状況等について	20	廣田 自立支援促進担当課長
健康政策部	4	気候変動適応法の改正に伴う熱中症対策の強化について	21	関 健康医療政策課長
	5	令和6年度大田区災害時医療フォーラムの開催について	22	小西 災害・地域医療担当課長

大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設の 改築工事における漏水事故について（経過報告）

1 事故の概要

本工事は、令和6年6月28日の工期に向け、受注者において、各所試験運転、検査、調整等を進めていたが、次のとおり3件の漏水事故が連続して発生した。

	確認日時	漏水場所	事象	被害範囲
1	6月11日（火） 14:30頃	1階 女子便所	給水ポンプ作動試験時、 加圧により配管接合部で 抜管し漏水した	【1階】 昇降口、図書室、備蓄倉 庫、便所、教員室他 【地下1階】 きこえとことばの教室 各室他 【地下2階】 EVピット他
2	6月13日（木） 7:45頃	地下1階 個別指導室	排水管の施工不良により、 接合部から漏水した	【地下1階】 きこえとことばの教室 各室他
3	6月13日（木） 8:00頃	地下2階 受水槽 ポンプ室	試運転調整がされていない 水中ポンプが継続的に稼働 したことで、水槽内から 水が越流し漏水した	【地下2階】 多目的ホール、廊下、 機械室、倉庫、便所他

2 区の対応状況

- 漏水事故による影響の大きさを踏まえ、6月17日16時に区長を本部長とする対策本部を設置した。
- 漏水による影響が広範囲かつ長時間であったことから、対策本部会議において、9月1日に予定していた複合施設の開設時期を延期することとし、同日プレス発表した。
- 詳細な被害状況及び原因については継続して調査中。事故の影響による各事業や利用者への対応方法については検討中。

3 今後の対応

上記調査等を踏まえ、今後の対応について逐次判断の上、区民、議会への情報提供を行っていく。

おいじたく推進事業の令和5年度実績報告及び令和6年度実施予定について

1 令和5年度実績報告

(1) おいじたく相談会の実施

ア 概要

相続・遺言・不動産登記など将来への不安や疑問に、事前予約制で司法書士とおた成年後見センター職員が、無料で相談に対応する。

イ 実績

項目	5年度
実施日時	原則毎週水曜日
実施回数	44回
相談者数	74組
開催場所	大田区社会福祉センター 5階相談室

ウ 主な相談内容

	項目	5年度
1	相続・遺言	103件 (37%)
2	死後事務	30件 (11%)
3	法定後見	22件 (8%)
4	任意後見	22件 (8%)
5	不動産	18件 (7%)
6	財産管理	17件 (6%)
7	お墓	10件 (4%)
8	身元保証	9件 (3%)
9	身の回りのこと	7件 (3%)
10	住まいのこと	6件 (2%)
11	医療・医療同意	6件 (2%)
12	その他	25件 (9%)
	合計	275件 (100%)

(2) 老いじたく合同相談会の開催

ア 概要

老いじたく相談会に参加された方々の、多岐にわたる疑問や不安に各分野の専門職(弁護士、司法書士、税理士等)が合同で助言する個別相談会

イ 実績

	開催日	開催場所	参加者数
1	令和5年9月26日(火)	消費者生活センター	10組
2	令和6年3月18日(月)	消費者生活センター	8組

(3) 老いじたくセミナーの開催【令和5年度から年6回に拡充】

ア 概要

相続・遺言など、老いじたくに役立つ知識等を、弁護士がテキストに沿って説明するセミナー

イ 実績

	開催日	特別出張所	参加者数
1	令和5年7月14日(金)	糺谷特別出張所	42人
2	令和5年9月7日(木)	六郷特別出張所	57人
3	令和5年11月16日(木)	馬込特別出張所	27人
4	令和5年12月8日(金)	田園調布特別出張所	20人
5	令和6年1月16日(火)	久が原特別出張所	25人
6	令和6年2月16日(金)	新井宿特別出張所	18人

(4) 老いじたく講演会の開催

ア 概要

相続・遺言など、老いじたくに役立つ知識等を、弁護士がテキストに沿って講演する講演会

イ 実績

	開催日	開催場所	参加者数
1	令和5年10月26日(木)	大田区民ホールアプリコ展示室	127人

(5) 専門職団体等との連携

ア 東京司法書士会大田支部による区民のための無料公開講座・相談会との連携

老いじたく推進事業に関する協定に基づき、東京司法書士会大田支部が毎年開催している講演・相談会に、区と大田区社会福祉協議会が共催し、区は会議室の貸与や広報、当日の会場設営及び運営等を支援した。

(6) 周知・啓発

ア パンフレット:「今から始めよう自分らしい老いじたく」【赤】の配布

区の窓口や福祉関係機関の窓口に配布した他、金融機関(信用金庫)や医療機関にも配架をご協力いただき、区民へ老いじたくの必要性を広く周知・啓発した。

イ 老いじたく推進事業のチラシの配布

老いじたく推進事業の周知・啓発のためのチラシを作成し、区の窓口や福祉関係機関の窓口に配布した。セミナーや講演会等を周知するとともに、老いじたく相談会をご案内し、具体的な行動に繋げるよう促した。

2 令和6年度実施予定

(1) 老いじたく相談会の開催(9時30分から11時30分)

実施日時	原則毎週水曜日
実施回数	46回開催予定
開催場所	大田区社会福祉センター5階相談室

(2) 老いじたく合同相談会の開催(午後を予定)

	開催日	開催場所
1	令和6年9月27日(金)	消費者生活センター
2	令和7年3月18日(火)	未定

(3) 老いじたくセミナーの開催(10時から正午)

	開催日	特別出張所
1	令和6年7月9日(火)	羽田特別出張所
2	令和6年9月6日(金)	大森西特別出張所
3	令和6年11月15日(金)	矢口特別出張所
4	令和6年12月17日(火)	雪谷特別出張所
5	令和7年1月17日(金)	入新井特別出張所
6	令和7年2月14日(金)	鵜の木特別出張所

(4) 老いじたく講演会の開催(14時から16時)

	開催日	開催場所
1	令和6年10月25日(金)	大田区民ホールアプリコ展示室

(5) 老いじたく情報登録事業の実施

詳細については、別紙のとおり

おいじたく情報登録事業の実施について

1 おいじたく情報登録事業の内容

(令和6年3月6日健康福祉委員会 所管報告 福祉部資料100番から抜粋)

(1) 概要

対象者本人が、病気・事故等で意思表示が出来なくなった時、または、死亡したときに、警察、消防、医療機関、区の福祉関係機関等及びあらかじめ照会可能なものとして登録された方からの照会に基づき登録情報を提供することで、本人の意思を的確に伝達し、意思の実現を目指す。

(2) 実施内容

ア 対象者

区内に住民登録がある65歳以上の方

イ 申請者

本人又は成年後見人

ウ 登録項目

	本人情報項目※		生前と死後に必要な項目
1	氏名、住所、生年月日	7	リビングウィル(延命治療・終末期医療の意思)の保管場所
2	電話番号 (自宅・携帯電話)	8	エンディングノート(人生の終末期における希望等を記載)の保管場所
3	緊急連絡先 (個人・法人とも登録可)	9	任意後見契約の契約先及び契約書の保管場所
4	本籍、筆頭者	10	死後事務委任契約・おいじたくに関する生前契約の契約先及び契約書の保管場所
5	かかりつけ医療機関	11	遺言書の保管場所及び指定回答対象者
6	既往歴、現病歴(アレルギーを含む)	12	お墓の所在地及び指定回答対象者

※本人情報項目は必須。その他の項目は1項目から登録可能

エ 登録費用

無料

2 事業開始予定日

令和6年7月22日(月)

3 相談・登録・申請方法等

(1) 相談（おいじたくに関する相談）

おいじたくに関する相談先は、福祉管理課・大田区社会福祉協議会・地域包括支援センターで、登録に必要な手続き等をご案内する。

(2) 登録方法・申請先

福祉管理課で「大田区おいじたく情報登録事業 登録票【新規・変更】」の申請を受け付けし、情報を登録し管理する。

※「見守りキーホルダー」に必ず登録していただく。

(3) 登録証等の交付

登録が完了したら、「大田区おいじたく情報登録完了通知書」と「大田区おいじたく情報登録証（携帯用）」等を本人に交付する。

(4) 登録情報の提供

対象者本人が、病気・死亡により意思表示ができなくなったときに、登録情報の提供先から照会があった場合に、福祉管理課から登録情報を提供する。

4 登録情報の提供先

(1) 照会可能な登録者及び指定回答対象者

(2) 医療機関

(3) 警察署

(4) 消防署

(5) 区の福祉関係機関

(6) 不動産関係者※

※登録対象者が賃貸住宅に居住している場合における賃貸契約の相手方

5 登録内容の変更・廃止

登録内容に変更が生じたとき又は廃止しようとするときは、福祉管理課に届け出る。

登録対象者が、転出した日から5年経過したとき、死亡して5年経過したときには登録を廃止する。

6 広報・周知等

(1) 区報 令和6年7月21号

(2) おいじたく情報登録事業チラシの配布

区の窓口、福祉関係機関の窓口に配布

地域団体、関係団体等に配布

健康福祉委員会 令和6年6月21・24日
福祉部 資料19番
所管 高齢福祉課

大田区認知症検診推進事業（大田区もの忘れ検診）の
対象者拡大について

1 概要

区は、認知症検診を受診する機会を設け、認知症に関する知識の普及啓発並びに認知症の早期発見及び早期対応につなげることを目的として、これまで70歳と75歳の高齢者を対象として認知症検診推進事業を行ってきた。

より多くの高齢者に対し認知症検診を受診する機会を提供するため、本事業の対象者を拡大する。

2 実施期間

令和6年7月1日から令和7年2月28日まで

3 対象者

区内在住で、次のいずれかに該当する者のうち、認知症の診断を受けていない者

(1) 令和6年度末時点において、70歳又は75歳の高齢者

(2) 令和6年度末時点において65歳以上80歳以下の高齢者のうち、認知症検診の受診を希望する者

4 検診費用

無料

5 委託先

大森医師会、田園調布医師会、蒲田医師会

生活福祉課の就労支援状況等について

1 自立支援プログラム（生活保護）

プログラム名	支援内容
就労自立促進	一般的な就労が可能な方を対象に、生活福祉課コーディネーターとハローワーク大森の就職支援ナビゲーターが連携し、ハローワーク大森等において就労活動などを支援。
就労専門相談	就労活動に慣れない方を対象に、専門相談員が履歴書の書き方や模擬面接などの求職活動などを支援。また、ハローワークなどが開催する各種講習会に関する情報提供。
就労準備支援	就労準備のための支援を必要とする方を対象に、専門支援員が支援対象者のスキルに応じて日常生活リズムの改善やコミュニケーション能力の育成などを支援。

2 就労支援状況（生活保護）

	年度	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
		対象 件数	就労 件数	対象 件数	就労 件数	対象 件数	就労 件数	対象 件数	就労 件数	対象 件数	就労 件数
自立支援 プログラム	就労自立促進	330	169	135	58	176	111	331	182	266	181
	就労専門相談	510	234	393	136	452	168	472	151	409	167
	就労準備支援	277	118 ※49	269	106 ※46	272	105 ※56	281	65 ※29	244	60 ※20
合計		1117	521	797	300	900	384	1084	398	919	408

※就労準備支援の就労件数の上段は事業目的に沿ったプログラム（日常生活支援、社会生活支援、就労意欲喚起、就職支援）達成者数、下段は実際の就労者数を示す。

3 就労者の年齢分布（生活保護）

プログラム名	年度	20代 以下	30代	40代	50代	60代	70代 以上
就労自立促進	4年度	12	23	83	34	15	15
	5年度	19	22	38	48	41	13
就労専門相談	4年度						
	5年度	24	19	31	57	27	9
就労準備支援	4年度	1	5	8	11	4	0
	5年度	4	3	7	5	1	0

4 生活再建・就労サポートセンターJOBOTA（生活保護受給者以外）

支援プラン	支援内容
自立相談支援	様々な理由から経済的に困窮し支援を必要とする方を対象に、相談者の抱える問題を明らかにし、経済的自立及び就労に向けて個々に応じたサポートを行う。相談方法については本人による来所や電話、メール、FAXに加え、必要に応じて支援員による訪問を行うこともある。
就労準備支援	就労にあたり、日常生活・社会生活訓練の必要な方を対象に、就労や生活環境に課題を抱える者に、キャリアカウンセリングや職場体験など、就労を目指したサポートを行う。

5 生活再建・就労サポートセンターJOBOTAによる就労支援対象者（生活保護受給者以外）

年度		元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
		対象件数	就労件数	対象件数	就労件数	対象件数	就労件数	対象件数	就労件数	対象件数	就労件数
支援プラン	就労支援	278	122	247	93	431	139	424	138	380	279
	就労準備支援	41		15		17		19		20	
合計		319	122	262	93	448	139	443	138	400	279

6 生活再建・就労サポートセンターJOBOTAによる就労者の年齢分布（生活保護受給者以外）

支援プラン	年度	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代以上
就労支援	4年度	17	31	24	31	21	21
	5年度	57	49	50	50	43	30

健康福祉委員会 令和6年6月21・24日
健康政策部 資料21番
所管 健康医療政策課

気候変動適応法の改正に伴う熱中症対策の強化について

1 経緯

令和6年4月に改正気候変動適応法が施行され、熱中症の危険度を判断する暑さ指数 WBGT が 33 以上の時に発表される従来の熱中症警戒アラートに加え、暑さ指数 WBGT が 35 以上の時に新たに熱中症特別警戒アラートが発表されることとなり、各区市町村から住民への周知が義務付けられた。

2 区民への周知方法

(1) 熱中症特別警戒アラート発表時(暑さ指数35以上の時)

ア 区長を本部長とする「(仮称)熱中症特別警戒情報対策会議」を設置

イ 本部長指示のもと、次の情報媒体から発信

【広聴広報課】

区の公式媒体(ホームページ、LINE、X)から発信

【各部局】

各部局からの様々な媒体(アプリ)から発信

関係団体・企業への一斉メール・情報発信

「熱中症特別警戒アラート発表中」の看板表示

(2) 熱中症警戒アラート発表時(暑さ指数33以上の時)

次の情報媒体から発信

【各部局】

各部局からの様々な媒体(アプリ)から発信

「熱中症警戒アラート発表中」の看板表示

※「看板の掲示」に使用するサンプルは別紙のとおり。

3 参考(他部局での取り組み)

(1) 4月24日から、区ホームページのトップ画面に「熱中症に注意」の画面を設置し予防と対策の情報発信に努めている。

【広聴広報課】【健康医療政策課】

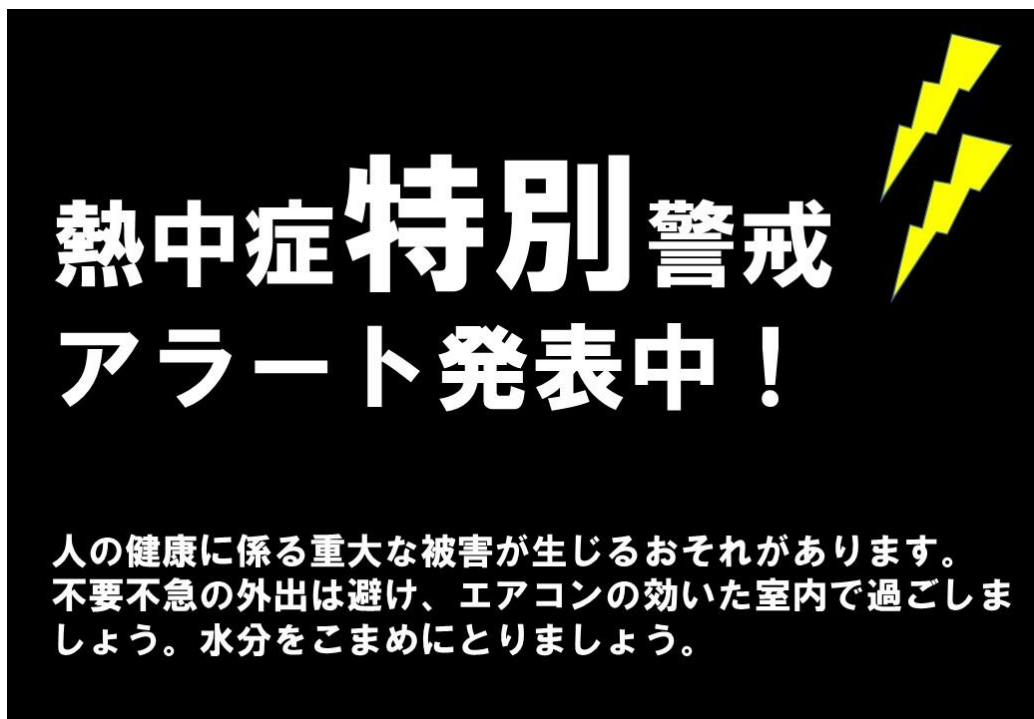
(2) 民生委員や地域包括支援センターの職員が「ひとり暮らし高齢者」として登録している方の自宅を中心に訪問し、啓発活動に取り組んでいる。

【高齢福祉課】

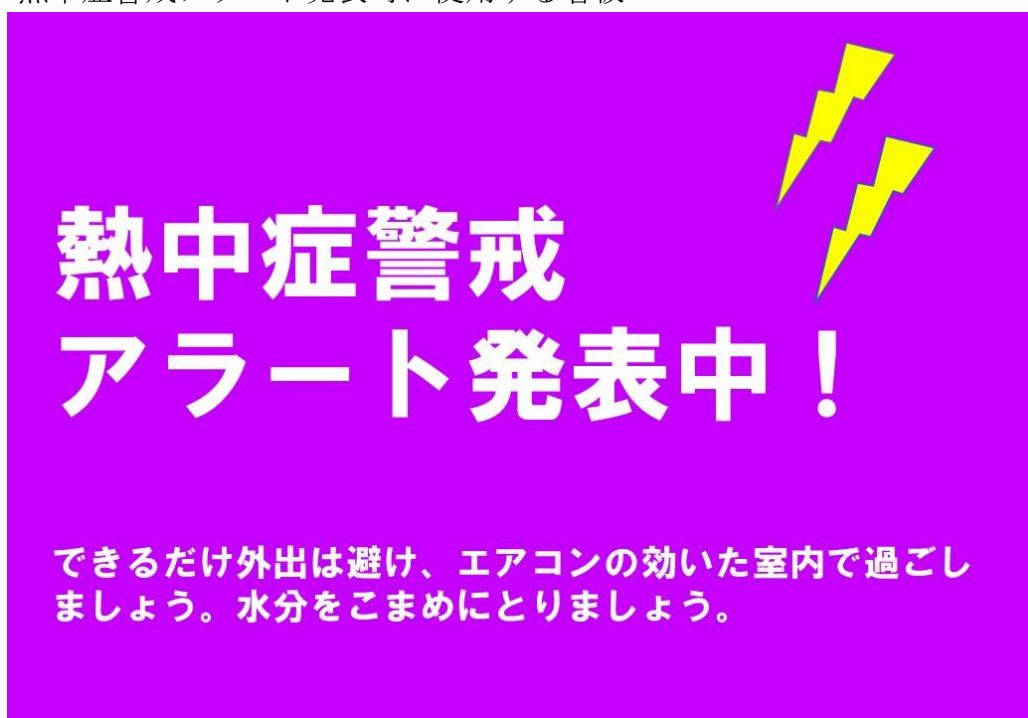
健康福祉委員会 令和6年6月21・24日
健康政策部 資料21番（別紙）
所管 健康医療政策課

窓口等掲示看板

- 1 熱中症特別警戒アラート発表時に使用する看板



- 2 熱中症警戒アラート発表時に使用する看板



令和6年度大田区災害時医療フォーラムの開催について

1 大田区災害時医療フォーラムの目的

- (1) 区民に対して区の災害時医療体制を周知すること
- (2) 災害時又は災害時医療に関連した講演等を行い、区民及び医療関係者の防災意識の向上をはかること

2 令和6年度のテーマ

～東日本大震災を振り返って（福島から学ぶこと）～

災害医療現場の最前線で、医師など医療従事者としてご活躍されている方にご講演いただき、改めて福島での対応を学び直すことで、大田区の災害時医療体制について、区民の皆様とともに考えます。

3 日時

令和6年9月14日（土） 14時30分から17時まで

4 会場

障がい者総合サポートセンター 多目的室（定員70名（予約制／先着順））

5 内容

司会 松本 賢芳 氏

（大田区災害医療コーディネーター、大森赤十字病院 医療社会事業部長）

- (1) 「大田区の災害時医療体制について」（仮題）
大田区災害・地域医療担当課長
- (2) 「市中病院の立場から」（仮題）
藁谷 暢 氏（総合南東北病院 外科医長）
- (3) 「DMATの立場から」（仮題）
小井土 雄一 氏（厚生労働省DMAT事務局長）
- (4) 「大学病院の立場から」（仮題）
長谷川 有史 氏（福島県立医科大学 放射線災害医療学講座 主任教授）
- (5) 座談会
出演者5名による意見交換

6 その他

- (1) 講演会は撮影・編集し、後日、大田区チャンネルにて動画配信を予定
- (2) 広報は、区報、ホームページ、X、チラシ等により実施
- (3) 本委員会終了後、チラシをホームページに公開（申込開始は、8月1日から）